

2 仕事と家庭の両立支援の取組

(1) 育児休業制度の規定

① 育児休業制度の規定状況

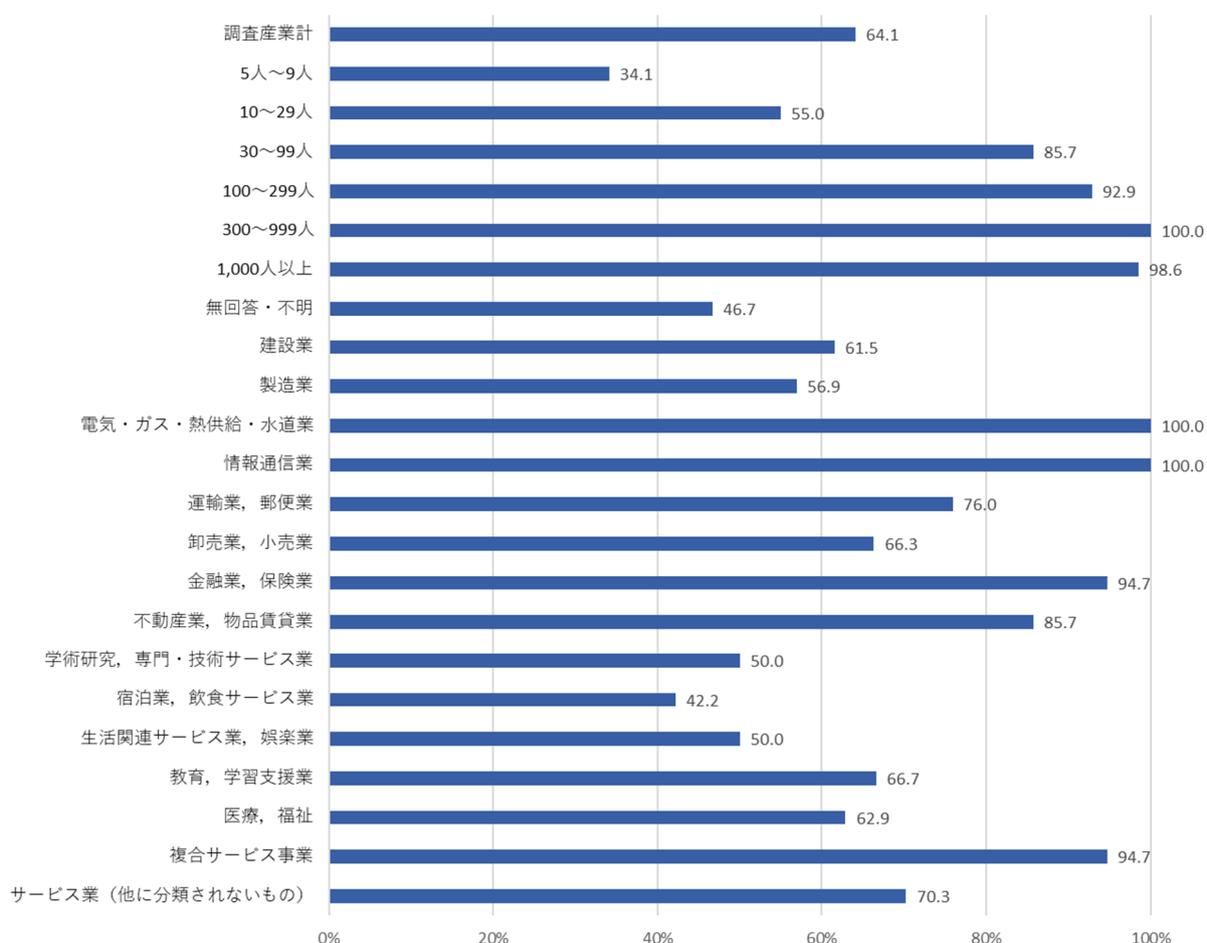
育児休業制度の規定状況を見ると、就業規則に「規定している」事業所は全体で64.1%となっており、規模別にみると、300人～999人が100%で最も高く、次いで、1000人以上が98.6%、100人～299人が92.9%の順となっている。

一方で、5人～9人が34.1%となっており、全体の64.1%と比較すると最も差が大きくなっている。

また、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業が100%と最も高く、次いで金融業、保険業、複合サービス事業の94.7%の順となっている。

一方で、宿泊業、飲食サービス業が42.2%となっており、全体の64.1%と比較すると最も差が大きくなっている。(図15)

図15 育児休業制度の規定状況



②育児休業制度の規定状況（令和2年度調査との比較）

令和2年度職場環境調査（以下、県調査（R2）という）と比較すると、県調査（R2）より調査産業計では11.7ポイント減となっている。

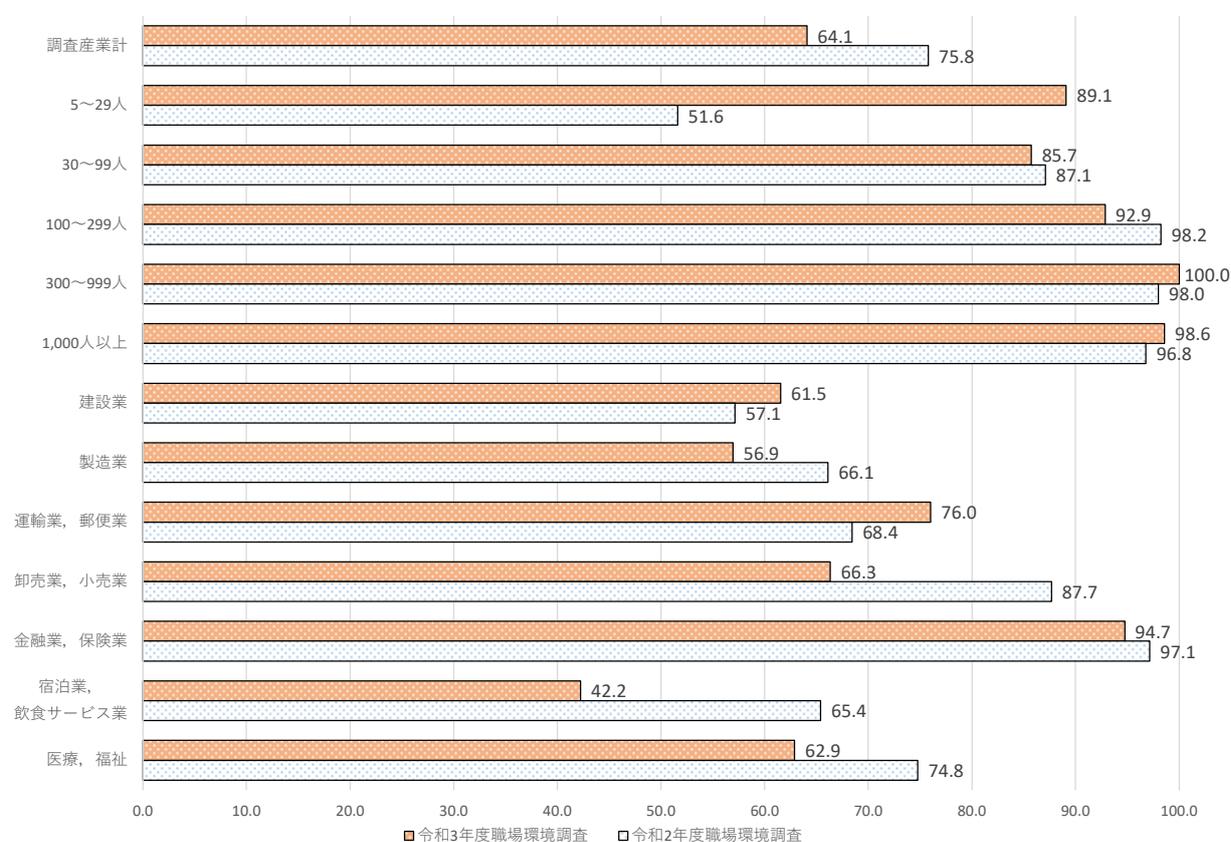
規模別にみると、5人～29人が37.5ポイント増で最も増加幅が大きく、次いで、300人～999人が2ポイント増、1,000人以上が1.8ポイント増となっている。

一方で、100人～299人が5.3ポイント減で最も減少幅が大きく、次いで30人～99人が1.4ポイント減となっている。

また、産業別にみると、運輸業、郵便業が7.6ポイント増で最も増加幅が大きく、次いで、建設業が4.4ポイント増となっている。

一方で、宿泊業、飲食サービス業が23.2ポイント減で最も減少幅が大きく、次いで卸売業、小売業で21.4ポイント減、製造業で9.2ポイントの減となっている。（図16）

図16 育児休業制度の規定状況（令和2年度調査との比較）



③育児休業の期間

育児休業の規定がある事業所において、育児休業の期間が「2歳未満」が36.4%で最も高く、次いで、「2歳」が15.3%、「2歳～3歳未満」が9.9%となっており、一方で「育児休業の規定なし」の事業所が32.9%となっている。(表2)

表2 育児休業の期間

% (件数)

区分	計	2歳未満	2歳	2歳～3歳未満	3歳以上	育児休業の 規定なし	無回答・不明
調査産業計	100.0 (557)	36.4 (203)	15.3 (85)	9.9 (55)	2.5 (14)	32.9 (183)	3.0 (17)
5～9人	100.0 (164)	23.8 (39)	4.3 (7)	5.5 (9)	0.6 (1)	62.8 (103)	3.0 (5)
10～29人	100.0 (131)	38.2 (50)	9.2 (12)	3.8 (5)	3.8 (5)	42.0 (55)	3.1 (4)
30～99人	100.0 (91)	53.8 (49)	24.2 (22)	6.6 (6)	1.1 (1)	9.9 (9)	4.4 (4)
100～299人	100.0 (42)	47.6 (20)	21.4 (9)	21.4 (9)	2.4 (1)	4.8 (2)	2.4 (1)
300～999人	100.0 (29)	48.3 (14)	27.6 (8)	24.1 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (70)	27.1 (19)	38.6 (27)	25.7 (18)	7.1 (5)	1.4 (1)	0.0 (0)
無回答・不明	100.0 (30)	40.0 (12)	0.0 (0)	3.3 (1)	3.3 (1)	43.3 (13)	10.0 (3)
建設業	100.0 (39)	51.3 (20)	5.1 (2)	2.6 (1)	2.6 (1)	35.9 (14)	2.6 (1)
製造業	100.0 (72)	38.9 (28)	13.9 (10)	4.2 (3)	0.0 (0)	36.1 (26)	6.9 (5)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
情報通信業	100.0 (1)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	100.0 (25)	40.0 (10)	8.0 (2)	16.0 (4)	12.0 (3)	24.0 (6)	0.0 (0)
卸売業、小売業	100.0 (101)	35.6 (36)	15.8 (16)	11.9 (12)	3.0 (3)	32.7 (33)	1.0 (1)
金融業、保険業	100.0 (19)	10.5 (2)	57.9 (11)	15.8 (3)	10.5 (2)	5.3 (1)	0.0 (0)
不動産業、物品賃貸業	100.0 (7)	57.1 (4)	28.6 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.3 (1)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 (14)	14.3 (2)	28.6 (4)	7.1 (1)	0.0 (0)	42.9 (6)	7.1 (1)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (45)	22.2 (10)	8.9 (4)	8.9 (4)	2.2 (1)	51.1 (23)	6.7 (3)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 (18)	38.9 (7)	11.1 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	50.0 (9)	0.0 (0)
教育、学習支援業	100.0 (27)	40.7 (11)	0.0 (0)	25.9 (7)	0.0 (0)	33.3 (9)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (132)	40.9 (54)	15.2 (20)	4.5 (6)	2.3 (3)	34.1 (45)	3.0 (4)
複合サービス事業	100.0 (19)	0.0 (0)	31.6 (6)	57.9 (11)	5.3 (1)	0.0 (0)	5.3 (1)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0 (37)	51.4 (19)	13.5 (5)	5.4 (2)	0.0 (0)	27.0 (10)	2.7 (1)

(2) 育児休業制度の利用状況

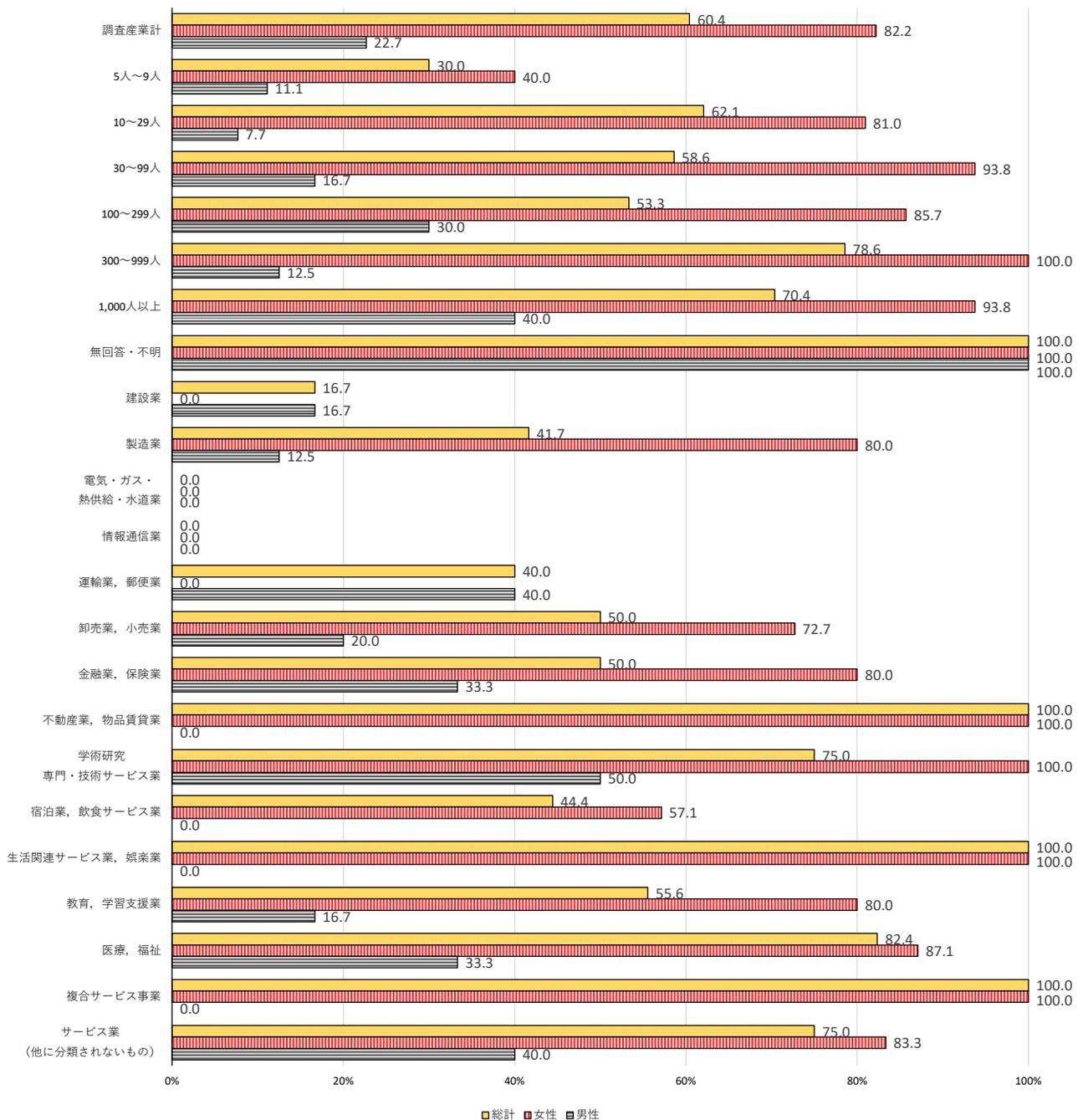
① 育児休業者の有無別事業所割合

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間に、在職中に出産した者（配偶者含む）がいた事業所に占める育児休業者の割合は60.4%となっている。女性は82.2%、男性は22.7%となっている。

規模別にみると、300人～999人が78.6%と最も高く、次いで1000人以上が70.4%となっている。

また、産業別にみると、不動産業、物品賃貸業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業100%で最も高く、次いで、医療・福祉が82.4%、学術研究、専門・技術サービス業が75.0%となっている。（図17）

図17 育児休業者の有無別事業所割合



②育児休業者の有無別事業所割合（国調査との比較）

育児休業者の有無別事業所割合について、調査産業計の女性及び男性の数値を令和2年度雇用均等基本調査（以下、国調査（R2）という）と比較すると、国調査（R2）よりも女性が5.3ポイント低く、男性が6.9ポイント高くなっている。（表3）

表3 育児休業者の有無別事業所割合（国調査との比較）

区分	令和2年度雇用均等基本調査 （国）	令和3年度職場環境調査 （県）
女性	87.5	82.2
男性	15.8	22.7

③有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

育児休業制度の対象となる有期契約労働者がいた事業所において、令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間に出生した者（配偶者含む）のうち、育児休業を開始した者の割合は総計で76.5%となっており、女性は85.7%、男性は22.2%となっている。（表4）

表4 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

%（件数）

区分	出産者がいた 事業所計	うち制度の対象と なる有期契約労働 者ありの事業所	うち制度の対象と なる有期契約労働 者ありの事業所	
			育児休業者あり	育児休業者なし
総計	100.0（139）	24.5（34）	76.5（26）	23.5（8）
女性	100.0（90）	31.1（28）	85.7（24）	14.3（4）
男性	100.0（75）	12.0（9）	22.2（2）	77.8（7）

④有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合（国調査との比較）

有期契約労働者の育児休業を開始した者の割合について国調査（R2）と比較すると、国調査（R2）よりも制度の対象となる有期契約労働者がいる事業所割合が男女ともに低い。しかし、男性女性ともに育児休業を開始した者の割合は国調査（R2）より高くなっている。（表5）

表5 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合（国調査との比較）

区分	女性				男性			
	出産者がいた 事業所計	うち制度の対象と なる有期契約労働 者ありの事業所	うち制度の対象と なる有期契約労働 者ありの事業所		出産者がいた 事業所計	うち制度の対象と なる有期契約労働 者ありの事業所	うち制度の対象と なる有期契約労働 者ありの事業所	
			育児休業者 あり	育児休業者 なし			育児休業者 あり	育児休業者 なし
令和3年度職場環境 調査（県）	100	31.1	85.7	14.3	100	12	22.2	77.8
令和2年度雇用均等 基本調査（国）	100	79.5	77.4	22.6	100	64.8	12.6	87.4

- ・令和2年度雇用均等基本調査（N=3,326）
令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に出生した者又は配偶者が出生した者のうち、令和元年10月1日までの間に育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）
- ・令和3年度雇用均等基本調査（N=557）
令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間に出生した者又は配偶者が出生した者のうち、令和3年8月1日までの間に育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）

⑤育児休業者割合

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間において、在職中に出産した者（配偶者含む）のうち、令和3年8月1日までの育児休業取得率は全体で44.6%（女性82.9%、男性9.4%）となっている。

また、有期契約労働者における育児休業取得率は全体で55.6%（女性75.4%、男性8.3%）となっており、有期契約労働者を除いた労働者における育児休業取得率は全体で42.1%（女性は85.8%、男性9.5%）となっている。（図18・19・20）

図18 育児休業の取得状況（全体）

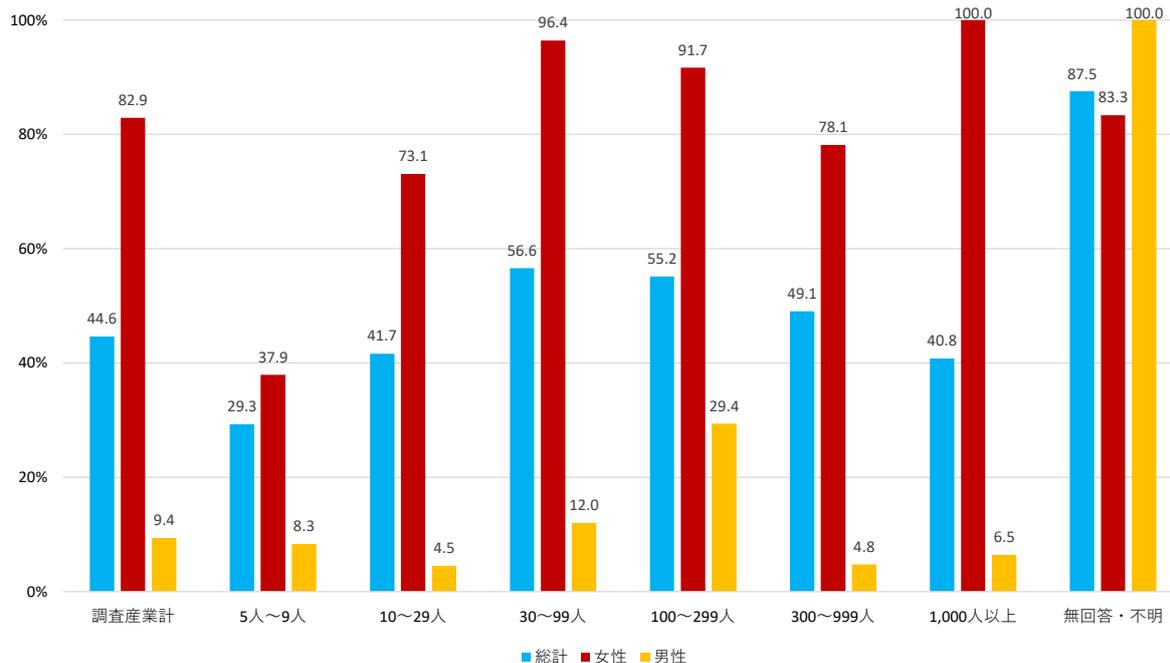


図19 育児休業の取得状況（有期契約労働者）

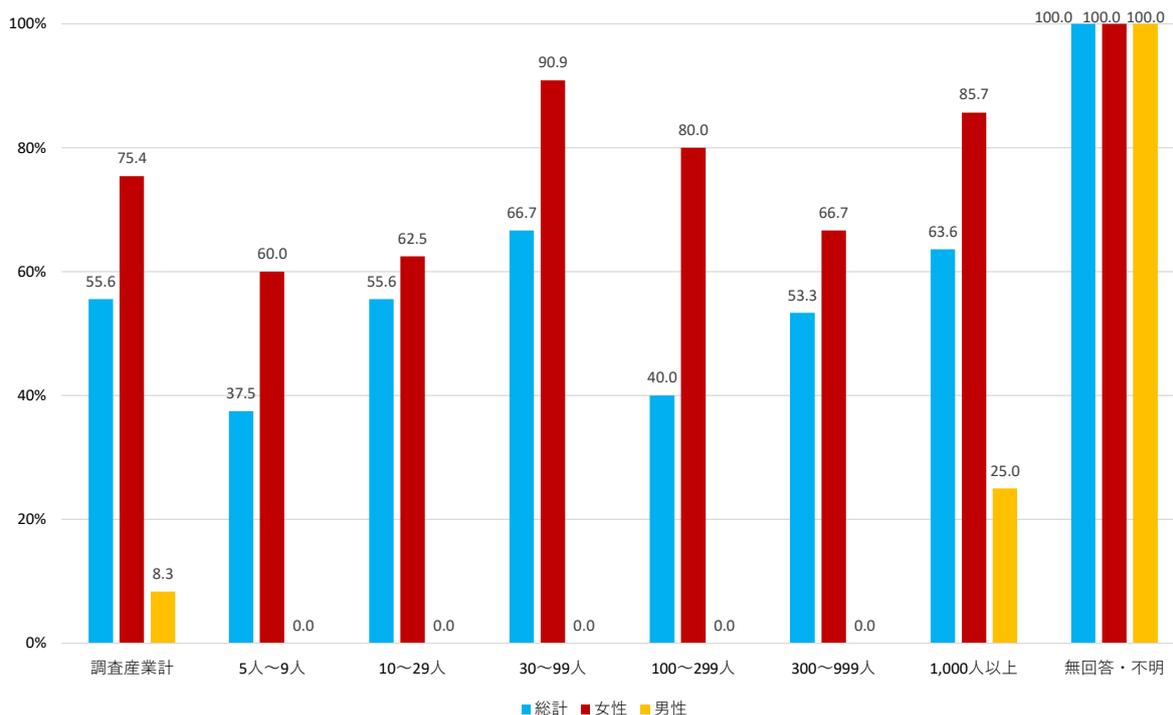
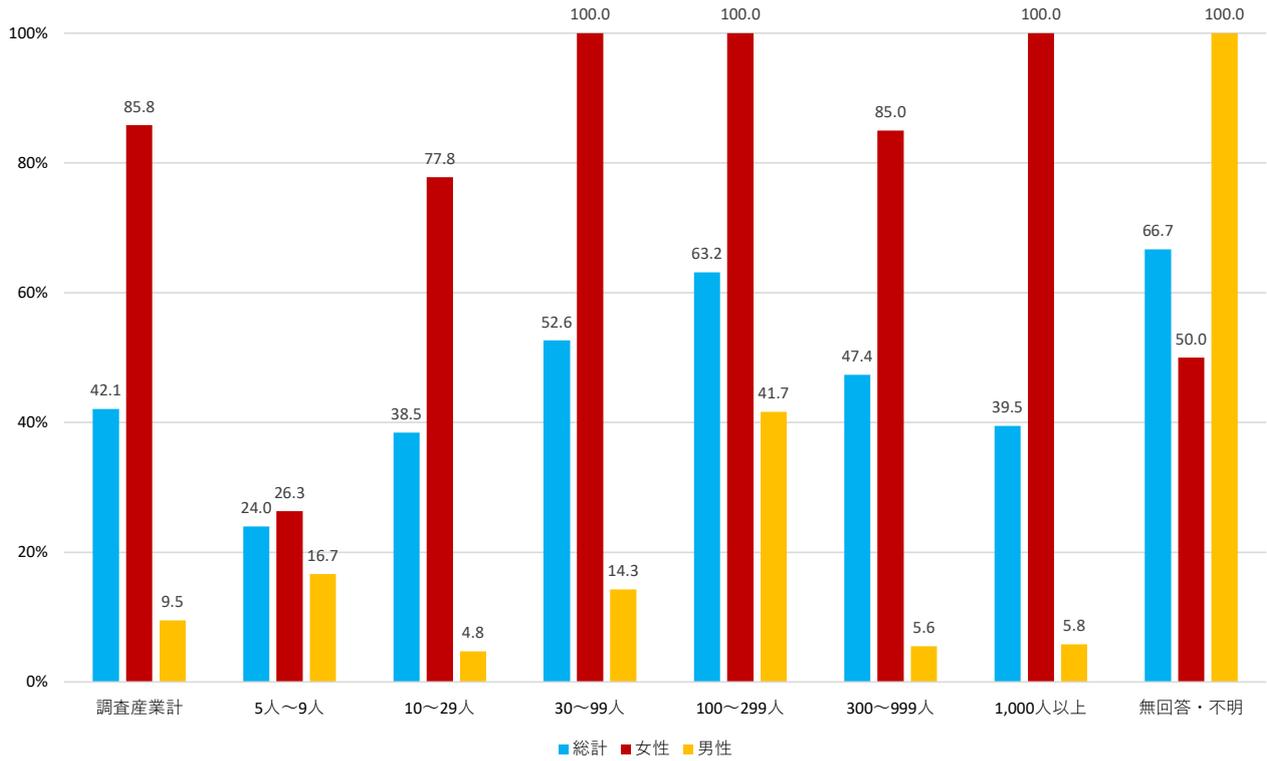


図 20 育児休業の取得状況（有期契約労働者を除いた労働者）



(3) 育児を支援するための措置

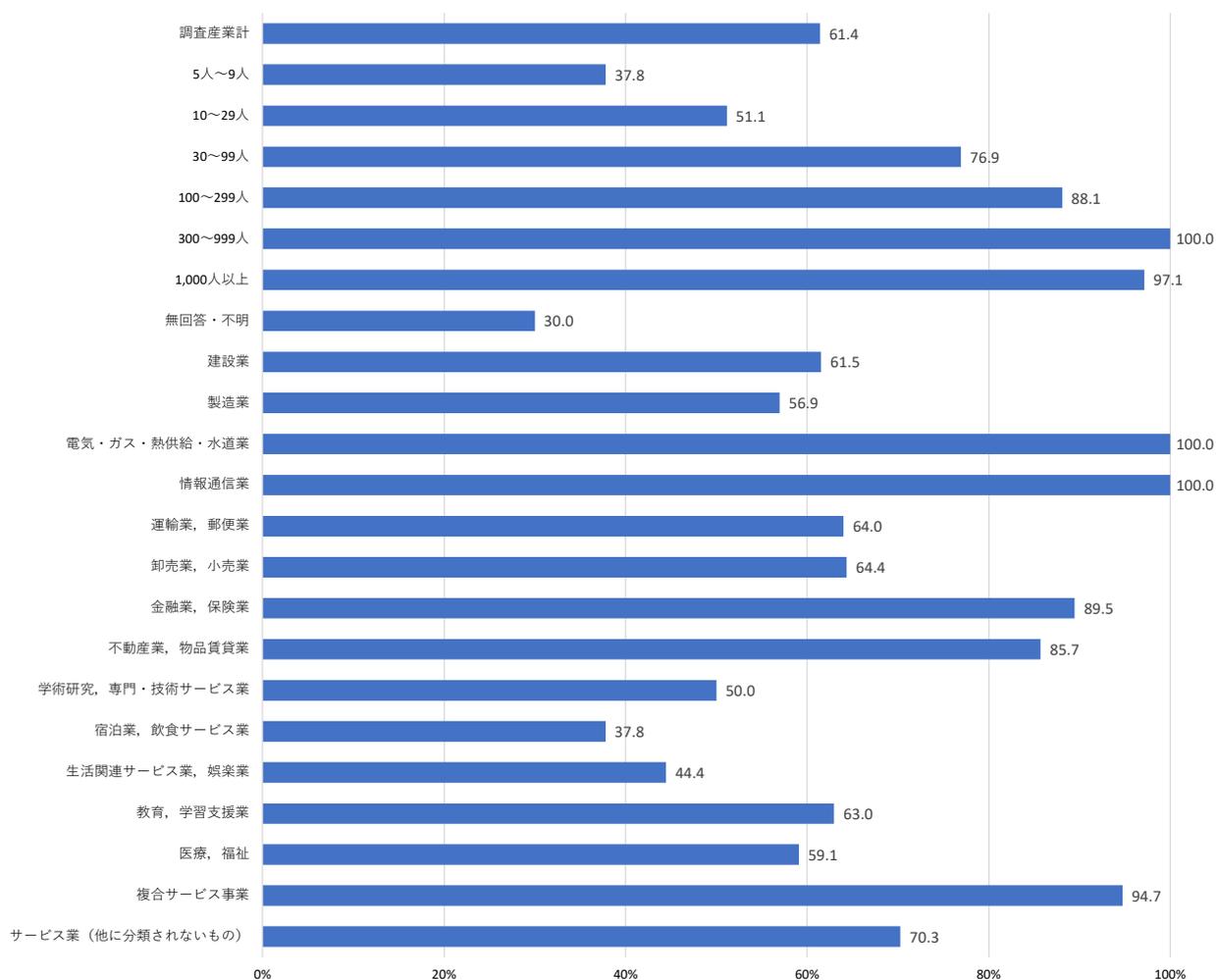
①育児のための所定労働時間の短縮制度の導入状況

育児を支援するための所定労働時間の短縮措置等の制度を導入している事業所の割合は 61.4% となっている。

規模別にみると、300 人～999 人が 100%と最も高く、次いで、1000 人以上が 97.1%、100 人～299 人が 88.1%となっている。

また、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業が 100%と最も高く、次いで、複合サービス事業が 94.7%、金融業、保険業が 89.5%の順となっている。(図 21)

図 21 育児のための所定労働時間の短縮制度の導入状況



②育児のための勤務時間短縮等の措置

育児を支援するための措置の制度がある事業所において、制度を利用できる期間については、「3歳未満」が25.1%で最も高く、次いで、「小学校就学まで」が15.3%、「小学校卒業以降も利用可能」が13.6%となっている。(表6)

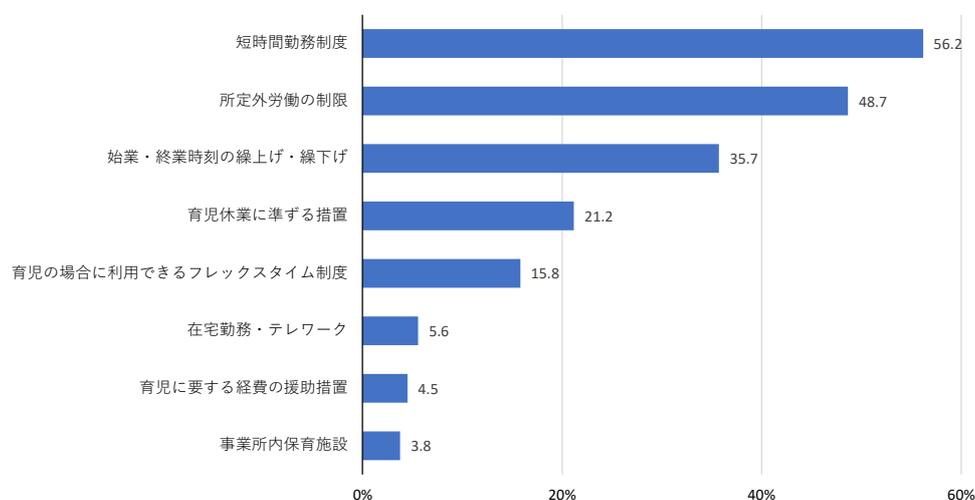
また、育児のための各種制度の導入内容をみると、「短時間勤務制度」が56.2%と最も高く、次いで、「所定外労働の制限」が48.7%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が35.7%の順となっている。(図22)

表6 育児のための勤務時間短縮等の措置の期間

% (件数)

区分	計	制度あり	最長利用期間						制度なし	無回答・不明
			3歳未満	3歳～小学校就学前の一定期間	小学校就学まで	小学校入学～小学校3年生まで(又は9歳まで)	小学校4年生～小学校卒業まで(又は12歳まで)	小学校卒業以降も利用可能		
調査産業計	100.0 (557)	61.4 (342)	25.1 (140)	2.9 (16)	15.3 (85)	2.5 (14)	2.0 (11)	13.6 (76)	33.8 (188)	4.8 (27)
5～9人	100.0 (164)	37.8 (62)	20.7 (34)	1.8 (3)	1.8 (3)	2.4 (4)	0.6 (1)	10.4 (17)	55.5 (91)	6.7 (11)
10～29人	100.0 (131)	51.1 (67)	25.2 (33)	1.5 (2)	8.4 (11)	0.8 (1)	1.5 (2)	13.7 (18)	44.3 (58)	4.6 (6)
30～99人	100.0 (91)	76.9 (70)	38.5 (35)	7.7 (7)	16.5 (15)	2.2 (2)	1.1 (1)	11.0 (10)	18.7 (17)	4.4 (4)
100～299人	100.0 (42)	88.1 (37)	38.1 (16)	4.8 (2)	26.2 (11)	0.0 (0)	0.0 (0)	19.0 (8)	9.5 (4)	2.4 (1)
300～999人	100.0 (29)	100.0 (29)	17.2 (5)	0.0 (0)	48.3 (14)	0.0 (0)	6.9 (2)	27.6 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (70)	97.1 (68)	15.7 (11)	2.9 (2)	41.4 (29)	10.0 (7)	7.1 (5)	20.0 (14)	1.4 (1)	1.4 (1)
無回答・不明	100.0 (30)	30.0 (9)	20.0 (6)	0.0 (0)	6.7 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.3 (1)	56.7 (17)	13.3 (4)
建設業	100.0 (39)	61.5 (24)	46.2 (18)	2.6 (1)	10.3 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	2.6 (1)	35.9 (14)	2.6 (1)
製造業	100.0 (72)	56.9 (41)	29.2 (21)	1.4 (1)	11.1 (8)	0.0 (0)	1.4 (1)	13.9 (10)	38.9 (28)	4.2 (3)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (1)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
情報通信業	100.0 (1)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	100.0 (25)	64.0 (16)	16.0 (4)	4.0 (1)	12.0 (3)	4.0 (1)	4.0 (1)	24.0 (6)	32.0 (8)	4.0 (1)
卸売業、小売業	100.0 (101)	64.4 (65)	23.8 (24)	4.0 (4)	13.9 (14)	3.0 (3)	1.0 (1)	18.8 (19)	29.7 (30)	5.9 (6)
金融業、保険業	100.0 (19)	89.5 (17)	5.3 (1)	0.0 (0)	52.6 (10)	5.3 (1)	10.5 (2)	15.8 (3)	5.3 (1)	5.3 (1)
不動産業、物品賃貸業	100.0 (7)	85.7 (6)	14.3 (1)	14.3 (1)	28.6 (2)	0.0 (0)	14.3 (1)	14.3 (1)	14.3 (1)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 (14)	50.0 (7)	28.6 (4)	0.0 (0)	14.3 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	7.1 (1)	42.9 (6)	7.1 (1)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (45)	37.8 (17)	13.3 (6)	2.2 (1)	6.7 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	15.6 (7)	55.6 (25)	6.7 (3)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 (18)	44.4 (8)	16.7 (3)	0.0 (0)	5.6 (1)	0.0 (0)	5.6 (1)	16.7 (3)	50.0 (9)	5.6 (1)
教育、学習支援業	100.0 (27)	63.0 (17)	18.5 (5)	3.7 (1)	29.6 (8)	3.7 (1)	3.7 (1)	3.7 (1)	37.0 (10)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (132)	59.1 (78)	26.5 (35)	4.5 (6)	14.4 (19)	0.0 (0)	2.3 (3)	11.4 (15)	34.1 (45)	6.8 (9)
複合サービス事業	100.0 (19)	94.7 (18)	15.8 (3)	0.0 (0)	36.8 (7)	42.1 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.3 (1)	0.0 (0)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0 (37)	70.3 (26)	40.5 (15)	0.0 (0)	10.8 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	18.9 (7)	27.0 (10)	2.7 (1)

図22 育児を支援するための内容別措置(複数回答)



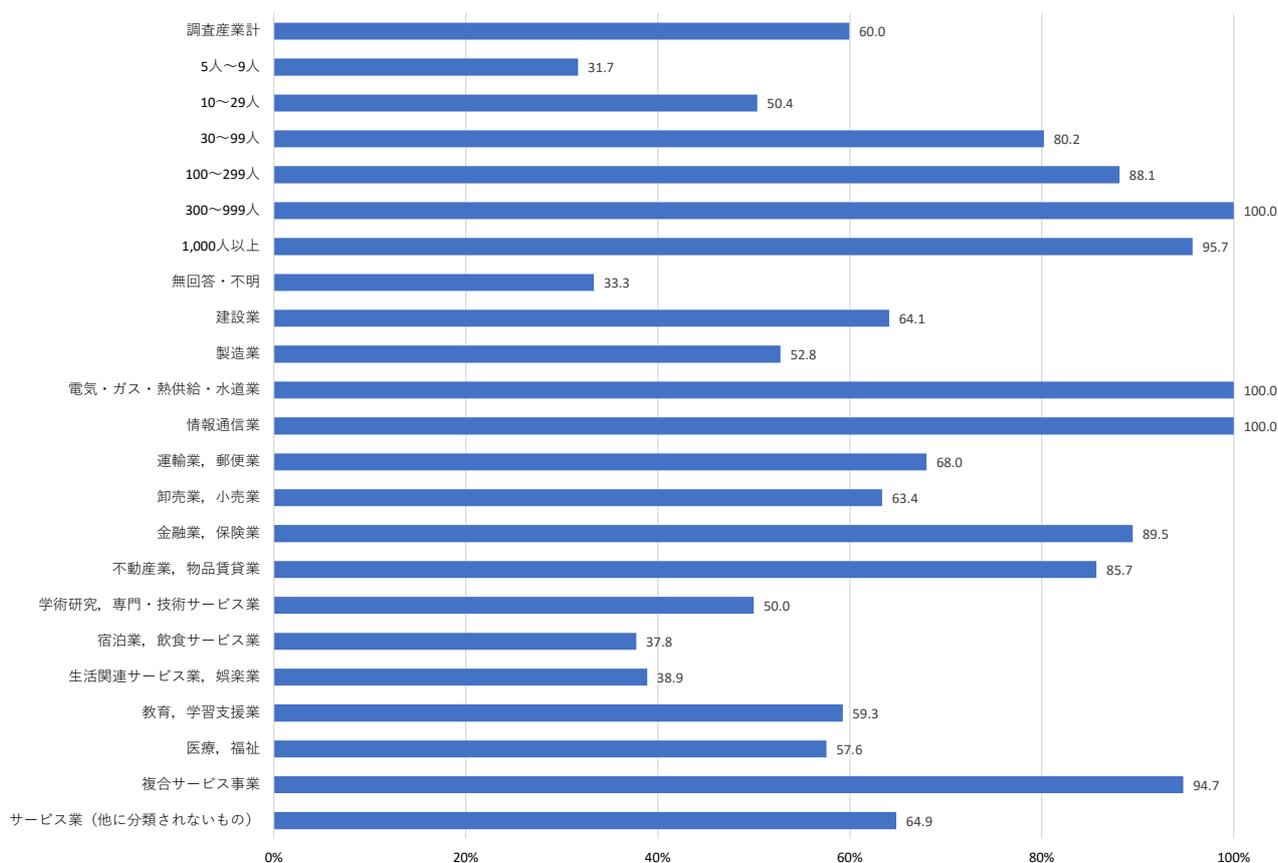
(4) 介護休業制度の規定

①介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は、60.0%となっている。規模別にみると、300～999人が100%で最も高く、次いで1000人以上が95.7%、100～299人が88.1%となっている。一方、5人～9人が31.7%となっており、全体の60.0%と比較すると最も差が大きくなっている。

また、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業が100%と最も高く、次いで、複合サービス事業が94.7%、金融業、保険業が89.5%の順となっている。(図23)

図23 介護を支援するための措置の規定状況



②介護休業制度の期間

介護を支援するための措置の制度がある事業所において、期間の最長制限については、「通算して93日（法定どおり）」が45.4%、「93日を超え6ヶ月未満」が4.7%の順となっている。（表7）

表7 介護のための勤務時間短縮等の措置の期間

%（件数）

区分	計	介護休業制度の規定あり							介護休業制度の規定なし	無回答・不明
		期間の最長制限を定めている						期間の制限なく必要日数		
		通算して93日 （法定どおり）	93日を超え 6か月未満	6か月	6か月を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間			
調査産業計	100.0 (557)	45.4 (253)	4.7 (26)	2.0 (11)	0.2 (1)	3.8 (21)	0.4 (2)	3.6 (20)	37.3 (208)	2.7 (15)
5～9人	100.0 (164)	21.3 (35)	3.0 (5)	1.2 (2)	0.0 (0)	1.8 (3)	0.0 (0)	4.3 (7)	65.2 (107)	3.0 (5)
10～29人	100.0 (131)	40.5 (53)	1.5 (2)	0.8 (1)	0.0 (0)	3.1 (4)	0.0 (0)	4.6 (6)	47.3 (62)	2.3 (3)
30～99人	100.0 (91)	71.4 (65)	2.2 (2)	1.1 (1)	1.1 (1)	0.0 (0)	1.1 (1)	3.3 (3)	17.6 (16)	2.2 (2)
100～299人	100.0 (42)	73.8 (31)	7.1 (3)	2.4 (1)	0.0 (0)	4.8 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	9.5 (4)	2.4 (1)
300～999人	100.0 (29)	82.8 (24)	6.9 (2)	10.3 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (70)	54.3 (38)	15.7 (11)	4.3 (3)	0.0 (0)	17.1 (12)	1.4 (1)	2.9 (2)	2.9 (2)	1.4 (1)
無回答・不明	100.0 (30)	23.3 (7)	3.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	6.7 (2)	56.7 (17)	10.0 (3)
建設業	100.0 (39)	51.3 (20)	5.1 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	2.6 (1)	0.0 (0)	5.1 (2)	35.9 (14)	0.0 (0)
製造業	100.0 (72)	45.8 (33)	1.4 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	2.8 (2)	0.0 (0)	2.8 (2)	44.4 (32)	2.8 (2)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (1)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
情報通信業	100.0 (1)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	100.0 (25)	36.0 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	24.0 (6)	0.0 (0)	8.0 (2)	28.0 (7)	4.0 (1)
卸売業、小売業	100.0 (101)	47.5 (48)	5.0 (5)	1.0 (1)	0.0 (0)	3.0 (3)	1.0 (1)	5.9 (6)	35.6 (36)	1.0 (1)
金融業、保険業	100.0 (19)	68.4 (13)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	15.8 (3)	5.3 (1)	0.0 (0)	5.3 (1)	5.3 (1)
不動産業、物品賃貸業	100.0 (7)	85.7 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.3 (1)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 (14)	42.9 (6)	7.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	42.9 (6)	7.1 (1)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (45)	31.1 (14)	2.2 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.4 (2)	55.6 (25)	6.7 (3)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 (18)	27.8 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.6 (1)	0.0 (0)	5.6 (1)	61.1 (11)	0.0 (0)
教育、学習支援業	100.0 (27)	33.3 (9)	7.4 (2)	14.8 (4)	0.0 (0)	3.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	40.7 (11)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (132)	50.0 (66)	3.8 (5)	0.8 (1)	0.8 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	2.3 (3)	39.4 (52)	3.0 (4)
複合サービス事業	100.0 (19)	5.3 (1)	42.1 (8)	26.3 (5)	0.0 (0)	21.1 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.3 (1)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0 (37)	56.8 (21)	2.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.4 (2)	32.4 (12)	2.7 (1)